

## 上板町重度身体障害者自動車改造助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 重度身体障害者の自立した生活、社会活動への参加及び就労(以下「就労等」という。)に伴い、自動車の改造に要する経費の一部を予算の範囲内で、助成することにより、重度身体障害者の就労等、社会活動への参加を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は上板町とする。

### (補助事業の対象となる者)

第3条 町内に住所を有し、運転免許証を持ち、身体障害者手帳1・2級を所持する上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者で、同一の自動車改造助成を受けていない者
- (2) 所得税が非課税である世帯に属する者

### (助成額)

第4条 改造に要した経費と、10万円を比較していずれか少ない方の額に0.9を乗じて得た額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (助成金の申請)

第5条 自動車改造費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度身体障害者自動車改造助成申請書に次の書類を添えてを申請するものとする。

- (1) 世帯調書
- (2) 改造のみにかかる経費が確認出来る見積書
- (3) 車検証(写)(新規購入以外の場合)
- (4) 写真(改造箇所が確認できる物)(新規購入以外の場合)
- (4) 運転免許証(提示)

### (交付決定)

第6条 町長は、申請内容を審査し、支給の可否を申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 支給決定を受けた申請者は、自動車改造終了後すみやかに、重度身体障害者自動車改造助成実績報告書に次の書類を添えて報告するものとする。

- (1) 車検証(写)(新規購入の場合のみ)
- (2) 領収書(改造にかかった経費の確認できるもの)
- (3) 納品書等(改造内容が確認できるもの)
- (4) 改造したことが確認できる写真

(支払)

第8条 町長は、実績報告書の提出を受け改造の完了を確認したときは、申請者の請求により、助成金を申請者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。